

LCA日本フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、LCA日本フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、我が国におけるLCA情報センターの役割を果たすことを目的として、経済産業省プロジェクトとして構築されたLCAデータベース（以下、「データベース」という。）の管理運営を行うとともに、学際的、業際的視点に立ち、ライフサイクルアセスメント（以下「LCA」という。）の研究の成果および情報の集積、LCA関係者間の交流促進、並びにLCAの啓発・普及活動を推進することとする。

(事業活動)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) LCAデータベースの維持管理の運営
- (2) 会員へのLCA関連情報提供
- (3) 会員間の交流活動としてのセミナー等の開催および国際交流の実施
- (4) LCA研究の場の提供およびLCA標準化への貢献
- (5) 前各号のほか、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 フォーラムの会員は、工業会Ⅰ会員、工業会Ⅱ会員、工業会Ⅲ会員、団体等会員、学術組織会員、優先企業会員、工業会Ⅱ登録企業会員、一般企業会員、大学研究室等会員および個人会員とする。

- 2 工業会Ⅰ会員は、データベース構築に協力した工業会であって、基本経費部分に協力し、利用経費部分については工業会会員企業の自由意思に任せる工業会。
- 3 工業会Ⅱ会員は、データベース構築に協力した工業会であって、基本経費部分に協力するとともに、当該工業会会員企業のデータベース利用経費部分について工業会として協力する工業会。
- 4 工業会Ⅲ会員は、データベース構築に協力した工業会の内、年間事業規模が別に定める額以下の工業会であって、基本経費部分に協力する工業会。
- 5 団体等会員は、データベース構築に参画しなかった工業会、国公私立の研究機関等であって、基本経費部分に協力するとともに、自らのLCA活動としてデータベース利用を行う組織。
- 6 学術組織会員は、フォーラムの目的および活動に賛同し、基本経費部分に協力する組織。
- 7 優先企業会員は、工業会Ⅰ会員の会員企業であって、データベース利用を行う企業。
- 8 工業会Ⅱ登録企業会員は、工業会Ⅱ会員により登録された企業であって、データベース利用を行う企業。
- 9 一般企業会員は、工業会Ⅰ会員および同Ⅱ会員いずれの工業会の会員企業でなく、基本経費部分に協力するとともにデータベース利用を行う企業。
- 10 大学研究室等会員は、大学の研究室およびそれに準じるグループ又は非営利組織であって、基本経費部分に協力するとともに、自らのLCA活動としてデータベース利用を行う組織。
- 11 個人会員は、いずれの組織に属さない個人であって、基本経費部分に協力するとともに、データベース利用を行う者。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入退会)

第6条 フォーラムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 会員がフォーラムを退会するときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

3 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとす。

- (1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 会費を納入せず、督促後6ヶ月を経ても納入しないとき。
- (除名)

第7条 会員が別に定めるLCAデータベース運用規則又は会費規則に違反したときは、運営委員会の3分の2以上の議決をもって除名することができる。

(会長、副会長および監事)

第8条 フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長1名および副会長若干名
 - (2) 監事2名
- 2 会長は、フォーラムを代表し、会務を統轄する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
 - 4 監事は、フォーラムの収支決算書の監査を行う。
 - 5 会長、副会長および監事は、総会において選任する。
 - 6 会長、副会長および監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第8条の2 このフォーラムに、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこのフォーラムに功労のあった者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、このフォーラムの運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(総会)

第9条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長、副会長および監事の選任、事業計画、予算・決算の承認、その他重要事項を審議し、決定する。
- 3 総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって構成し、出席者の過半数の同意で議決するものとする。

(運営委員会)

第10条 フォーラムに運営委員会を置き、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 20名程度
- 2 運営委員会の委員長、副委員長および委員は、会員の内から会長が選任する。
 - 3 運営委員会は、フォーラムの活動に関し必要な事項を処理し、委員会に付議する事項を審議する。
 - 4 運営委員会は、運営委員長が必要と認めた場合開催する。
 - 5 第8条第6項の規定およびただし書きは、運営委員会委員長、副委員長および委員の任期に準用する。
 - 6 第9条第4項の規定は、運営委員会の定足数及び議決に準用する。

(部会および委員会)

第11条 運営委員会の議決により、フォーラムに専門部会および専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第12条 フォーラムの事務局は、一般社団法人産業環境管理協会に置く。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、総会の議決により行う。

附 則

1. この規約は、平成7年10月25日より施行する。
2. この規約の改正は、平成16年4月1日より施行する。
3. この規約の改正は、平成17年4月1日より施行する。
4. この規約の改正は、令和3年4月1日より施行する。